

【重要事項】

称号予備審査会受審資格について

令和8年度8月の称号予備審査会から受審資格ポイントが変更になります。

教士：【旧】種目にこだわらずに講習会を2ポイント以上取得

但し、受審される称号予備審査会前日までの2年以内

【新】審判講習会1ポイント、日本剣道形講習会1ポイント、指導法講習会1ポイント

各講習会を必須の上、合計3ポイント以上取得の事

但し、受審される称号予備審査会前日までの2年以内

錬士：【旧】種目にこだわらずに講習会を1ポイント以上取得

但し、受審される称号予備審査会前日までの1年以内

【新】審判講習会1ポイント、日本剣道形講習会1ポイント

各講習会を必須の上、合計2ポイント以上取得の事

但し、受審される称号予備審査会前日までの1年以内

○称号を取得してない七段が、錬士受審、教士受審を続けて取得しようとする場合、錬士受審までに取得した全てのポイントについては教士受審に充てる事はできません。ポイントはリセットされます。

○ポイントの換算は1日講習で1ポイント、半日講習で0.5ポイント取得とする。

各講習会は、当連盟主催講習会と当連盟公認の地区講習会、職域、学連、道場連盟主催講習会並びに全剣連公認講習会もポイントの対象となります。

また、称号予備審査会では、審判法審査は所作、宣告、位置取り、有効打突の見極め、禁止行為・顰ぜり合いの処置などが総合判定されます。日本剣道形審査は所作事、各構え、理合（間合、機会、位、目付）、錬度、などが総合判定されます。

※各講習会の開催日時等は、大剣連 HP で確認してください。